

法令遵守体制の整備について

法令遵守体制の整備について

1. 現状と課題

- 一般財団・公益財団法人等では、大規模法人について、理事会において職務執行のコンプライアンス(法令遵守等)を確保するための体制整備を決定することを義務付けている。

2. 考え方

- 一般財団・公益財団法人と同様に、理事の職務執行についてのコンプライアンス(法令遵守等)を確保するための体制整備について、理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人については、その体制整備を義務付けてはどうか。

(参考)

■一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) 抄
(理事会の権限等)

第九十条

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

5 大規模一般社団法人である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

第九十七条 前章第三節第四款(第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。)、第五款(第九十二条第一項を除く。)、第六款(第四百条第二項を除く。)及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。

■一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号) 抄
(理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制)

第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 七 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会等に関する規定の準用)

第六十二条 第十四条から第十八条までの規定は、法第九十七条において準用する法第九十条第四項第五号、第九十五条第三項、第九十九条第一項、第一百零二条及び第一百七条第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。